

資産報告公表

政治倫理審査会が意見書提出

本庁町長室で黒土孝司町長に意見書を提出する平野健会長④



町長や議員などの資産報告を受けて福智町政治倫理条例に基づく審査が行われ、9月3日に審査会の平野健会長が黒土町長に意見書を提出しました。その内容と資産報告の状況をお知らせします。

資産報告書の提出・記載状況

1 福智町政治倫理条例以下「条例」第4条第1項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている町長、教育長（以下「町長等」）の2名及び町議会議員（以下「議員」）17名の計19名は、1月1日現在の内容を記載した報告書を町長等は町長に、議員は議長に7月29日までに提出。町長等の配偶者及び扶養又は同居の親族（以下「配偶者等」）2名及び議員の配偶者等24名の資産等報告書も期限までに提出された。

資産報告書の提出者

総計45人（令和元年7月29日現在）
 1 報告義務者（町長等2人・議員17人）計19人
 2 配偶者（町長等の配偶者2人・議員の配偶者13人）計15人
 3 扶養または同居の親族（町長等の扶養または同居の親族0人・議員の扶養または同居の親族11人）計11人

審査方法

1 資産等報告書に記載された内容と証明書類とが合致しているか、証明書類と照らし合わせ確認した。
 2 前年との違いを明確にするため、報告書記載内容の一覧表を作成し昨年度との比較審査を行った。

住民票やマイナンバーカードに旧姓併記を開始

旧姓を活用した社会活動を豊かに



社会活動で旧姓を使いやすくなるため、11月5日から住民票や印鑑証明書、マイナンバーカードなどへの旧姓併記を開始します。婚姻などで名字に変更があっても、旧姓を住民票などへ併記すれば、旧姓での本人確認や印鑑登録、各種証明に使用でき、生活のさまざまな場面での活用が可能。制度の利用には、住民課での申請手続きが必要です。

役場住民課 住民係
 ☎ 22-17761



se maiden name

インフォメーション & ニュース in FUKUCHI

ousing support

定住促進などを目的に住宅の助成・補助事業を実施中。予算に限りがあり、諸条件があるため検討者はお早めに問い合わせを。

● 定住促進助成事業

対象 ▶ 町内賃貸・町外に3年以上住む子育て世帯
 助成費 ▶ 下記のいずれか。

- ① 新築住宅購入費 **上限100万円**
 ※ 町内業者加算50万円
- ② 中古住宅購入費の半額 **上限50万円**

● 住宅改修工事補助事業

対象 ▶ 町内業者施行の住宅改修工事
 補助額 ▶ 工事費の10% **上限10万円**

● 木造戸建て住宅耐震改修補助事業

対象 ▶ 昭和56年5月31日以前に着工・建築された家の耐震改修工事
 補助額 ▶ 工事費の一部 **上限30万円**

問 役場住宅課 ☎ 22-7768

定住促進・住宅改修・耐震改修

福智町で住みたい・住み続けたい皆さんを支援

むすび

3 報告書の内容で疑問のある点不明確な項目等については当該報告義務者に照会し回答を求めた。

審査結果

記載漏れ等については修正を行ってもらい、審査を行った結果、最終的に虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例は無かった。

指摘事項

1 預貯金における証明書類は、金融機関発行の残高証明書を添付するよう5年前より指摘していた。今年度の残高証明書の添付状況は前年と比較し改善傾向にあるが、通帳のコピーを添付している人がいた。審査会としては残高証明が望ましいとの意見により、預貯金の証明書類については、通帳のコピーではなく預金の残高証明の提出をお願いする。
 2 社会保険料の支出内容が確認できない事例があった。加入状況と支払い金額の報告をしてもらいたい。
 3 資産報告書の記載事項に修正箇所が多数ある報告者がある。間違いが無いように努めること。
 4 資産報告書は、福智町政治倫理施行規則第4条第1項第1号により「50万円未満の資産については、資産等報告書に記入を要しない。」とあるため、報告の簡素化に努めること。

1 最終的に虚偽の報告及び調査に協力が得られなかった事例は無かった。当審査会の多岐にわたる照会に対して迅速に回答していただいた報告義務者各位に感謝申し上げます。
 2 提出義務者は、行政や議会の透明性と公平性を確保し、町民の信頼を高めるためにも指摘事項に留意し、審査において重要な資料となる各種証明書類の添付により、引き続き正確な記載の努力をされたい。
 3 合併時に制定した政治倫理条例及び規則について、これまで審査を行ってきた過程において改正すべき点が見受けられるため、整備の必要性があると思われる。
 4 資産等報告書は、町民であれば福智町役場で閲覧が可能であるが、閲覧者数は極めて少ない状況である。当審査会は、より多くの人に報告書を見ていただくため、町広報紙等により資産等報告書の閲覧を促すよう年2回掲載を求めます。